

## 岩手県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会告示第1号

岩手県後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する要綱を次のように定め、平成19年1月22日から施行する。

平成19年1月9日

岩手県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会  
会長 盛岡市長 谷 藤 裕 明

### 岩手県後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する要綱

(趣旨)

第1条 岩手県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の長(以下「広域連合長」という。)の広域連合設立後の最初の選挙については、岩手県後期高齢者医療広域連合規約(以下「規約」という。)第12条第1項から第3項に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(選挙事務の管理執行)

第2条 広域連合長の選挙は、岩手県後期高齢者医療広域連合長選挙選挙会(以下「選挙会」という。)が管理執行する。

2 選挙会の庶務は、岩手県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会(以下「準備委員会」という。)事務局において処理する。

(選挙長)

第3条 選挙会に選挙長を置く。

2 選挙長は、準備委員会の事務局長の職にある者をもって、これに充てる。

(選挙立会人)

第4条 選挙長は、準備委員会の職員又は関係市町村(規約第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。)の職員の中から、本人の承諾を得て、3人以上の選挙立会人を選任し、第6条の規定により告示された不在者投票の開始日前3日までに、本人に通知しなければならない。

2 選挙立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(選挙期日)

第5条 選挙期日は、平成19年2月6日とする。

(選挙期日等の告示)

第6条 広域連合設立後の最初の広域連合長の選挙を行うときは、選挙長は、選挙の期日及び不在者投票の開始日を平成19年2月1日に告示しなければならない。

(候補者の届出)

第7条 規約第12条第1項に定める広域連合長の候補者となる者とする者は、平成19年2月1日の午前9時から午後3時までの間に郵便によることなく、岩手県後期高齢者医療広域連合長選挙候補者届出書(様式第1号)によってその旨を選挙長に届け出なければならない。

(関係市町村の長への通知)

第8条 前条に規定する候補者の届出の受付終了後、選挙長は、直ちに候補者の氏名及び住所等を関係市町村の長に通知しなければならない。

(投票)

第9条 投票は1人1票に限る。

2 関係市町村の長は、投票用紙(様式第2号)に広域連合長の候補者1人の氏名を自書して、投票しなければならない。

(投票所における投票)

第10条 選挙長は、規約第12条第2項の規定による選挙の投票に、2人以上の選挙立会人を立ち合わせなければならない。

2 前項の投票は、選挙の当日の午前9時から午後3時までに行わなければならない。

(不在者投票)

第11条 関係市町村の長で選挙の当日公務等に従事すると見込まれるものの投票については、規約第12条第2項の規定にかかわらず、第6条の規定により告示された不在者投票の開始日から選挙の期日の前日までの間に行わせることができる。

2 前条の規定は、前項の投票にこれを準用する。

3 関係市町村の長で、第6条の規定により告示された不在者投票の開始日から選挙の当日までの間、引き続き公務等に従事すると見込まれるものの投票については、規約第12条第2項の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便により送付する方法により行わせることができる。

4 前項の規定により郵便による投票をしようとする関係市町村の長は、選挙の期日前4日までに、選挙長に対して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求するものとする。

5 選挙長は、前項の規定による請求を受けたときは、直ちに投票用紙及び投票用封筒をその請求をした関係市町村の長に交付しなければならない。

6 前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた関係市町村の長は、選挙長に対し、選挙の当日の午後3時までに準備委員会の事務局に投票が到達するように、郵便をもって送付しなければならない。

(投票箱の閉鎖)

第12条 投票所を閉じる時刻になったときは、選挙長は、その旨を告げて、投票所の入口を閉じ、投票箱を閉鎖しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票所を閉じるべき時刻前に、選挙人のすべてが投票を終了した場合は、選挙長は、投票箱を閉鎖することができる。

(開票日)

第13条 開票は、投票の終了後直ちに行う。

(開票)

第14条 選挙長は、選挙立会人立会の上、投票箱を開く。

(無効投票)

第15条 広域連合長の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの

(3) 2人以上の候補者の氏名を記載したもの

(4) 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。

(5) 候補者の氏名を自書しないもの

(6) 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

(7) 白紙投票

(選挙会)

第16条 選挙長は、3人以上の選挙立会人の立会いの下に、選挙会を開いて投票を点検し、当選人を定めなければならない。

2 投票の効力は、選挙長が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

3 選挙会は、準備委員会の事務局のある場所で開く。

(開票事務と選挙会事務との合同)

第17条 当該選挙の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

2 開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載するものとする。

(当選人)

第18条 当選人は、有効投票の最多数を得た者とする。ただし、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

3 選挙長は、当選人が定まったときは、直ちに当選人に当選の旨を告知し、当選人の住所、公職の種類及び氏名を告示しなければならない。

(無投票当選)

第19条 第7条の規定による届出のあった候補者が1人であるとき又は1人となったときは、投票

は、行わない。

2 前項の規定により投票を行わないこととなったときは、選挙長は、直ちにその旨を関係市町村の長に通知し、併せてこれを告示しなければならない。

3 第1項の場合において、選挙長は、第6条に規定する選挙の期日の告示の日の候補者届受付終了後に選挙会を開き、当該候補者をもって当選人と定めなければならない。

(当選等の効力の発生)

第20条 当選人の当選の効力は、第18条第3項の規定による告示があった日から生じるものとする。

(当選証書の付与)

第21条 前条の規定により当選人の当選の効力が生じたときは、選挙長は、直ちに当選人に当選証書を付与するものとする。

(選挙録の作成)

第22条 選挙長は、選挙録を作成し、選挙会に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票及び選挙録の保存)

第23条 投票は、有効無効を区別し、選挙録と併せて、広域連合事務局に引き継ぐものとする。

(選挙会の参観)

第24条 関係市町村の住民は、広域連合長選挙の選挙会の参観を求めることができる。

(選挙結果の報告)

第25条 第18条の規定により当選人が定まったときは、選挙長は、選挙の結果を直ちに関係市町村の長に対して報告しなければならない。

(広域連合長が欠けた場合等の繰上補充)

第26条 広域連合長が欠け、又はその退職の申立があった場合において、第18条第2項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、規約第12条第3項の規定にかかわらず、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

(告示の場所)

第27条 第6条、第18条第3項及び第19条第3項の規定による告示は、次の掲示場に掲示して行う。

- (1) 名称 岩手県自治会館公告板
- (2) 位置 盛岡市山王町4番1号

様式第1号(第7条関係)

岩手県後期高齢者医療広域連合長選挙候補者届出書

岩手県後期高齢者医療広域連合長選挙

ふりがな	
候補者氏名	
住 所	
生 年 月 日	
公職等の種類	

上記のとおり候補者として届出をします。

平成 年 月 日

氏 名 .....印

岩手県後期高齢者医療広域連合長選挙  
選挙長 様

氏名

候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
注 意

岩手県後期高齢者医療広域連合長選挙投票

平成十九年二月六日執行

岩手県後期高齢者医療  
広域連合設立準備  
委員会事務局長印